婚　姻　届

令和　　年　　月　　日届出

兵庫県尼崎市長　殿

受理 令和　年　月　日 第　号	発送 令和　年　月　日
送付 令和　年　月　日 第　号	兵庫県尼崎市長　印

書類調査	戸籍記載	記載調査	調査票	附票	住民票	通知

	夫になる人	妻になる人
(1) (よみかた) 氏名	氏　名	氏　名
生年月日	年　月　日	年　月　日
(2) 住所 (住民登録をしているところ)	世帯主の氏名	世帯主の氏名
(3) 本籍 (外国人のときは国籍だけを書いてください)	番地 番	番地 番
	筆頭者の氏名	筆頭者の氏名
父母及び養父母の氏名 父母との続き柄 (右記の養父母以外にも養父母がいる場合にはその他の欄に書いてください)	父 / 母 / 続き柄 男	父 / 母 / 続き柄 女
	養父 / 養母 / 続き柄 養子	養父 / 養母 / 続き柄 養女
(4) 婚姻後の夫婦の氏・新しい本籍	□夫の氏 □妻の氏	新本籍（左の☑の氏の人がすでに戸籍の筆頭者となっているときは書かないでください） 番地 番
(5) 同居を始めたとき	平成・令和　年　月	(結婚式をあげたとき、または、同居を始めたときのうち早いほうを書いてください)
(6) 初婚・再婚の別	□初婚 再婚 □死別 平成・令和 □離別　年　月　日	□初婚 再婚 □死別 平成・令和 □離別　年　月　日
(7) 同居を始める前の夫妻のそれぞれの世帯のおもな仕事と	夫 妻 1. 農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯	
	夫 妻 2. 自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯	
	夫 妻 3. 企業・個人商店等（官公庁は除く）の常用勤労者世帯で勤め先の従業者数が1人から99人までの世帯（日々または1年未満の契約の雇用者は5）	
	夫 妻 4. 3にあてはまらない常用勤労者世帯及び会社団体の役員の世帯（日々または1年未満の契約の雇用者は5）	
	夫 妻 5. 1から4にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯	
	夫 妻 6. 仕事をしている者のいない世帯	
(8) 夫妻の職業	(国勢調査の年の4月1日から翌年3月31日までに届出をするときだけ書いてください) 夫の職業	妻の職業
その他		
届出人署名 (※押印は任意)	夫　印	妻　印
事件簿番号	住定年月日 夫 昭和 令和 平成　年　月　日	妻 昭和 令和 平成　年　月　日

届け出られた事項は、人口動態調査（統計法に基づく基幹統計調査、厚生労働省所管）にも用いられます。

午前・午後　時　分受領	
夫	□免 □旅 □個 □無 （　）
小受理	□有 □無 確認：
通知	□要 □不要
妻	□免 □旅 □個 □無 （　）
不受理	□有 □無 確認：
通知	□要 □不要
使者	□免 □旅 □個 □無 （　）
確認	
通知	

本婚姻届は、尼崎市が平成28年10月に
市制100周年を迎えることを記念して作成しました。
お二人の末永いお幸せを、心よりお祈り申し上げます。

記入の注意

・鉛筆や消えやすいインキで書かないでください。　**（消えるボールペンは使用しないでください。）**
・この届は、あらかじめ用意して、結婚式をあげる日または同居を始める日に出すようにしてください。その日が土曜・日曜日や祝日でも届けることができます。（この場合、時間外受付窓口で取り扱いますので前日までに戸籍担当で下調べをしておいてください。）
・届書は1通でさしつかえありません。

証人		
署名 （※押印は任意）	印	印
生年月日	年　月　日	年　月　日
住所		
本籍	番地 番	番地 番

婚姻届には成人2人の証人が必要です。

「筆頭者の氏名」には、戸籍のはじめに記載されている人の氏名を書いてください。

□には、あてはまるものに☑のようにしるしをつけてください。
外国人と婚姻する人が、まだ戸籍の筆頭者となっていない場合には新しい戸籍がつくられますので、希望する本籍を書いてください。

☑の氏の人がすでに戸籍の筆頭者となっている場合、この婚姻での戸籍の変動はありません。本籍を変更されたい場合は、別途「転籍届」の提出が必要です。

再婚のときは、直前の婚姻について書いてください。
ただし、内縁であったものは含まれません。

◎ 署名欄はご本人がフルネームで自署してください。
◎ 夫・妻は婚姻前の氏で署名してください。
◎ 届出人の本人確認書類（運転免許証・パスポート等）をご持参ください。

連絡先（昼間連絡がとれるところ）
夫・妻・その他（　）
電話（　）　－
自宅・勤務先・携帯
夫・妻・その他（　）
電話（　）　－
自宅・勤務先・携帯

◎かならず書いてください。